平成２８年（フ）第３１４７号
大阪府東大阪市足代新町３番11号　ウエニシアノンビル　303号
債務者　野口　　勲
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２４０号
大阪府高槻市氷室町２丁目31番９号　スカイヴィレッジ２Ｄ号、前住所兵庫県宝塚市泉町21番18号　マンションＥＶＯＬＵＴＩＯＮ301号
債務者　松井　一博
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３０６号
大阪市平野区平野本町４丁目11番29号　三栄ビル
債務者　政木　孝郎
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３２４号
大阪市北区長柄西１丁目８番２号、前住所大阪市西区新町１丁目34番２―204号
債務者　片山　　弘
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３５５号
大阪市淀川区塚本４丁目７番３号　ミ・パラドール　402号
債務者　田上　　渚
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３７８号
大阪市住之江区東加賀屋４丁目６番14号　住吉センタービル　305
債務者　小林　美加
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４３４号
大阪府豊中市島江町２丁目３番５号
債務者　伊藤　　稔（旧姓西）
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９０８号
大阪府寝屋川市上神田１丁目49番16号、前住所大阪市浪速区湊町２丁目２番22―501号
債務者　湯淺　美希（旧姓干野）
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９２３号
大阪府豊中市春日町３丁目５番27号
債務者　坂田　秀翁
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９５４号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目17番７号（205号）
債務者　芳田　　洋
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９６４号
大阪府守口市寺内町２丁目７番29―503号
債務者　鈴木　正義
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０２１号
大阪市住之江区西住之江３丁目８番４号
債務者　服部かよ子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０３４号
大阪市東住吉区西今川４丁目13番９号　レオパレスアルバⅠ　102号
債務者　山下　優衣（旧姓橋川）
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０６７号
大阪市都島区友渕町１丁目５番13―209号
債務者　渡辺　智子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１２６号
大阪府豊中市柴原町３丁目５番47号　110号、前住所大阪府豊中市宝山町15番10号
債務者　三浦　　孝
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３３号
埼玉県桶川市大字下日出谷142番地の１　グランディールボア602号
債務者　長沼　和子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７５号
埼玉県春日部市粕壁東６丁目19番23号　メゾンパークⅠ―102号、旧住所埼玉県春日部市粕壁東２丁目10番25号　ハイホーム春日部ブロードタウン306号室
債務者　八木　慎也
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係